

「取りまとめについて（案）」（第19回専門調査会・資料1）

に対する意見メモ

令和8年8月2日

弁護士 葛山弘輝

第1	総論（本メモの位置づけ）	2
第2	プリンシプルの達成手段（第6柱書き）——法制度による担保を「基本」とする旨の明記	3
1	意見の要旨	3
2	理由	3
第3	国内収納代行の取扱いの明確化（第2・第4・第7・第8）	5
1	意見の要旨	5
2	理由	6
第4	登録制・加盟店調査措置義務の横展開（第8の1）——賛成、および電子マネー決済代行の空白	9
1	意見の要旨	9
2	理由	9
第5	加盟店管理権限の所在の可視化（第6の1（2）・第6の3（2）、第7） 10	10
1	意見の要旨	10
2	理由	11
第6	民事上の効果等（第8の2（1）～（4））	12
1	「（1）支払関連事業者から加盟店への支払の留保」について	12
2	「（2）加盟店調査義務違反の私法上の効果」について	13
3	「（3）個別信用購入あっせんと特定商取引法における消費者保護の考え方」	

について	13
4 「(4) 抗弁の接続について」——「対応の方向性」の受け皿	14
5 論点の確定（合意形成が望まれる箇所）	15
第7 小規模事業者の適用除外（第8の1ただし書）——「簡素化による調整」への 修正	16
第8 機能類型の当てはめの明確化（第7）	17
1 意見の要旨	17
2 理由	17
第9 その他（維持を支持する点・追加が望まれる点）	18

第1 総論（本メモの位置づけ）

本取りまとめ案が、①支払手段の多様化に伴う6つのリスクの整理を出発点に、②いかなる支払手段でも必ず確保されるべき中核的原則（プリンシプル1～5）を「遵守しない理由を説明すれば足りる趣旨のものではない」到達点として明示し、③業態別ではなく機能別（機能①・②・③）の横断的規律への転換を打ち出した点は、被害救済の現場の実感に合致するものであり、賛成する。

その上で、本メモは、本取りまとめ案の審議に当たり特に重要と思われる論点として、（1）プリンシプルの達成手段（後記第2）、（2）国内収納代行の取扱い（同第3）、（3）登録制・加盟店調査措置義務の横展開（同第4）、（4）加盟店管理権限の所在の可視化（同第5）、（5）民事上の効果等（同第6）、（6）小規模事業者の適用除外（同第7）、（7）機能類型の当てはめ（同第8）、（8）その他の個別修正点（同第9）について意見を述べるものである。あわせて、全体を通じた問いかけ調（「～と考えられるのではないか」等）の記載に関して意見を述べる（後記第6の5）。

第2 プリンシプルの達成手段（第6柱書き）——法制度による担保を「基本」とする旨の明記

1 意見の要旨

本取りまとめ案の「第6」の柱書き末尾は、「その実現手段は一樣ではなく、法制度による担保が適切なものもあれば、ガイドラインや自主規制等による対応がふさわしいものも含まれる。」とする。

この部分については、方向性は概ね賛同するが、より望ましい書きぶりとして、同一のリスクを生じさせる機能については保護の実効性において手段間で著しい格差を残さないことが求められるとの考え方を示した上で、消費者被害の防止・回復に直結する中核的方策については法制度による担保を基本とする旨を明記することが望ましいと思われる。

2 理由

(1) 「はじめに」との整合

本取りまとめ案は、プリンシプルを「必ず確保されなければならない到達点」であり「今後新たに消費者に提供される決済手段にも共通して必ず対応されるべき事項」、かつ「遵守しない理由を説明すれば足りる趣旨のものではない」と位置付けた。

到達点をこのような表現で、拘束的に定義しながら、実現手段について法制度・ガイドライン・自主規制を単純に並列したままでは、どの方策がどの手段に振り分けられるのかの基準が示されない結果として、読み手に「自主規制で足りる」との読み方を残すことになるように思われる。

(2) 自主規制の限界は本取りまとめ案自身が指摘するところであること

本取りまとめ案は、規制の隙間リスクの内実として「自主規制の限界、制度と実態の乖離」を指摘し（第4の2）、事業者団体の把握件数とP I O－N E T

登録件数の乖離に触れている（第3）。また、「第8の2（1）」は、消費者に対する請求の留保について業界の自主規制規則の考え方を参考に他の支払関連事業者にも同様の対応を求める一方、これとは別に、加盟店への支払の留保については「留保の権限及び要件については法令上の根拠を設ける必要があるのではないか」との方向を示している。

このように、自主規制を参考にしつつも、それだけでは実現できない中核的方策について法令上の根拠が問われている以上、達成手段の総論においても、法制度、少なくとも行政による担保を基本とすることを示すのが一貫すると考えられる。

（3）機能に着目した横断的規律の帰結であること

自主規制は、業界団体への加盟者にしか及ばず、新規参入者・非加盟事業者・新類型の支払手段には及ばない。

同一のリスクを生じさせる機能について保護の実効性の著しい格差を残さないという本取りまとめ案の基本思想を貫くならば、担い手を選ばず適用される法制度が基本的な手段となるのは自然な帰結と考えられる。

新たな類型の決済手段が現れるたびに、悪質事業者に利用され、被害が集積してから後追いで立法するのでは、その間、被害者を生み続けることになる。

プリンシプルを「新たな決済手段にも共通して必ず対応されるべき事項」と定義した本取りまとめ案の趣旨は、まさにこの後追いの構造を断ち切る点にあると理解される。

（4）修正文言の例と過剰規制批判への応答

修正文言としては、例えば次のような形が考えられる。

「また、その実現手段は一樣ではないが、消費者被害の防止及び回復に直結する中核的方策（悪質加盟店の排除のための調査措置、苦情の適切処理・

紛争解決体制の整備、支払の留保・精算の留保、登録・届出、過剰与信の防止、生活基盤サービスの保護）については、法制度による担保を基本とし、ガイドラインや自主規制等は、法制度を補完するものとして位置付けることが適当である。」

なお、法制度による担保を基本とするとの整理は、全ての事業者に同一内容の義務を一律に課す趣旨ではない。

義務の内容は、消費者との接点、加盟店を調査・排除する権限、保有する情報、取引規模・リスクへの関与の程度に応じて比例的に設計されるべきものと考えられ、比例原則への配慮（過剰規制の回避）は、適用除外ではなく履行方法の簡素化によって図るという調整手法を本取りまとめ案自身が採用している（第6の4（2）①）。

法制度による担保は一律に重い手続を強いるものではなく、履行方法の簡素化という比例原則を制度内部に組み込むことで過剰規制を回避することができ、また、法制度化は健全な事業者の予見可能性を保障する基盤ともなわれる。

第3 国内収納代行の取扱いの明確化（第2・第4・第7・第8）

1 意見の要旨

- (1) 「機能②」の定義（「財・サービス等を消費者に提供する事業者との契約の有無を問わず、取引の実態等に基づき、販売事業者に支払手段を提供する機能」）には、販売事業者（債権者）の委託を受けて消費者から代金を収受し債権者に引き渡す国内収納代行業者が含まれる、という理解でよいか、確認したい。
- (2) 含まれるのであれば、「第7」の「機能②」の例示に収納代行会社を明記するとともに、「第4の4」（責任所在不明確リスク）の「いわゆる支払仲

介会社については...その位置付けが必ずしも明確ではない」との記載を、国内収納代行に即して一步踏み込んだものとするのが望ましいのではないか。

- (3) 仮に本取りまとめの射程で整理しきれない部分があるとしても、少なくとも「おわりに」の今後の課題に、国内収納代行に対する規律の在り方を明示することが望ましい。

記載例としては、「国内収納代行を含む支払仲介事業者については、消費者被害の発生時に、決済事業者の義務及び役割分担が不明確となり、消費者に不利益を被らせる場合があることから、取引実態に応じた規律の在り方及び関係事業者間の連携について、引き続き検討が求められる。」といった形が考えられる。

2 理由

(1) 被害実態と本文の記載の落差

本取りまとめ案の本文で「収納代行」の語が用いられているのは、「第6の1(2)」の表示例と「第7」の複層化例(コンビニ収納代行)の2箇所にとどまる。

他方、国際ロマンス詐欺・副業詐欺・SNS型投資詐欺等において、収納代行業者(またはこれを自称する事業者)が資金回収経路として介在し、被害回復を困難にしている実態は、当職が従前の委員間打合せ・提出資料(加盟店調査義務に関する裁判例調査報告書を含む)で繰り返し報告してきたとおりであり、本取りまとめ案「第2の3」(いわゆる支払仲介会社の相談事例)にも同型の構造が現れている。

被害の規模・深刻さに照らすと、支払仲介会社一般について位置付けが必ずしも明確でないと述べるにとどまる現在の記載では、規制課題の所在が読み手

に伝わりにくいように思われる。

(2) 裁判例の現状——業規制の不存在が私法上の救済の障害となり得ること

ア 収納代行業者等の民事責任をめぐる裁判例の状況を整理すると、次のとおりである。

イ まず、収納代行業務について原因関係の把握を求める法的規制がないことを理由の一つとして、収納代行業者であることのみからは送金の趣旨や原因関係についての調査確認義務を導くことはできないなどとして、収納代行会社およびその代表者に対する請求を棄却した例がある（東京地裁令和6年6月17日判決）。

ウ また、同一の詐欺スキームに関与した事業者らについて同日に言い渡された二つの判決が、集金代行の受託者については、犯罪収益移転防止法上の特定事業者にあたらないこと等を理由に同法に由来する調査義務を否定して請求を全部棄却する一方（東京地裁令和5年10月12日判決・令和2年（ワ）第30198号）、自己名義の口座を集金経路として有償で提供した者については過失による幫助責任を認めて請求を一部認容しており（東京地裁令和5年10月12日判決・令和2年（ワ）第26295号）、責任の帰趨が関与形態・個別事情の認定に大きく依存することを示している。

エ さらに、個別事情の認定を通じて責任を肯定した例として、詐欺サイトの振込先として「収納代行」を自称した業者について、取引実態から犯罪収益利用の認識を推認し、収納代行であるとの形式的抗弁を排斥して共同不法行為責任を認め、請求を全部認容した例（岡山地裁令和5年1月24日判決）や、違法なサイト運営を認識し得る状況にあり、契約上収納代行サービスの提供停止も可能であったのに、その提供を継続したことについて幫助責任を認めた例（広島高裁平成27年12月16日判決。ただし8

割の過失相殺)がある。

オ このように、業規制の不存在が私法上の義務を否定する方向の一事情として現に援用される一方で、責任の有無は個別事情の認定に大きく左右されており、消費者・事業者の双方にとって予見可能性を欠く状態にあるように思われる。

カ この状況は、「第8の2(2)」が示す「調査措置義務の明確化が注意義務の内容を具体化し、不法行為責任の判断につながる」という方向性のいわば裏返しの実例であり、行政規制の整備が民事救済の基盤にもなり得ることを示していると考えられる。

(3) 規律の整備自体は立法上設計可能であり政策判断の問題と考えられること

ア 為替取引該当性や代理受領構成をめぐる概念の難解さは指摘されるものの、令和2年資金決済法改正は一定の個人間収納代行の為替取引該当を明確化し(同法2条の2)、令和7年改正は(府令上の適用除外を除く)クロスボーダー収納代行について同様の明確化を行い、令和8年6月1日に施行済みである。

イ これらの改正は、収納代行についても、取引構造とリスクに応じた規律と適用除外を立法上設計し得ることを示しており、国内の事業者向け収納代行についてのみ規律の整備が法技術的に困難とみる理由は乏しいように思われる。

ウ 結局は、消費者被害の態様・取引実態・事業者負担を踏まえて、規律の要否・範囲をどのように判断するかという政策判断の問題であると考えられる。

エ なお、資金決済法上の資産保全規制をそのまま及ぼすことが過重であるとの懸念に対しては、為替取引規制を当然に同一適用するのではなく、消費者被害の防止に必要な加盟店管理・苦情処理・情報連携等の行為規範を

中心とする設計（本取りまとめ案「第6」・「第8」の枠組みそのもの）によることが考えられる。

（4）消費者被害の観点から横断的に扱い得る場であること

- ア 収納代行の規律は、資金決済ワーキング・グループ等では不正送金・マネー・ローンダリング対策の文脈で扱われてきた。
- イ これに対し、本専門調査会は、収納代行を含む支払経路を消費者被害の未然防止・回復の観点から横断的に整理できる場である。
- ウ 被害を多発させている類型が、本取りまとめから抜け落ち、または位置付け不明のまま残ることは、本調査会の設置趣旨に照らして望ましくないように思われ、関係行政機関における検討と接続する意味でも、少なくとも今後の課題として明示されることが望ましい。

第4 登録制・加盟店調査措置義務の横展開（第8の1）——賛成、および電子マネー決済代行の空白

1 意見の要旨

「機能①」・「機能②」に登録制、「機能③」に届出制という第8の1の枠組みに賛成したい。その上で、クレジットカード以外の支払手段に係る加盟店獲得・決済代行が対象に含まれることを明記することが望ましい。

2 理由

- ア 割賦販売法は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者について登録制と加盟店調査措置義務（初期調査・定期調査・随時調査等）を法定している。
- イ これに対し、電子マネー（前払式支払手段）については、発行者に対する資金決済法上の規律や金融庁の事務ガイドラインによる加盟店管理等の要

請がある一方（本取りまとめ案も、現行制度の概要として、資金決済法関係では事務ガイドラインにおいて第三者型前払式支払手段発行者に加盟店管理の適切な実施等を求めている旨を整理している）、加盟店獲得・管理や決済代行を担う事業者を直接の名宛人として、登録および加盟店調査措置を求める法定の制度（割賦販売法のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に相当する規律）は存在しない。

ウ このため、クレジットカード網から排除された悪質加盟店が電子マネー決済に移動して入り込む余地が残されており、実務上も、被害回復の交渉において決済代行業者から適切な情報開示すらなされない事案が現に少なくない。

エ 裁判例上も、電子マネー発行会社について、資金決済法や金融庁の事務ガイドラインに照らした確認・対応を怠った場合には契約上ないし信義則上の義務違反による責任を負う余地を示しつつ、当該事案では責任を否定して請求を棄却した例があり（東京高裁平成28年2月4日判決）、明文の私法上の加盟店管理義務がない中で行政のガイドライン等を手掛かりに責任の存否が論じられる状況は、救済の予見可能性に課題を残しているように思われる。

オ なお、以上は、割賦販売法上の加盟店管理の規律・実務の到達点を否定する趣旨ではない。

カ むしろ、本取りまとめ案が評価する先行実務の到達点を、同一の機能（販売事業者への支払手段の提供）を担う他の支払手段にも及ぼすことこそが、機能別規律の自然な帰結であると考えられる。

第5 加盟店管理権限の所在の可視化（第6の1（2）・第6の3（2）、第7）

1 意見の要旨

複層化した決済経路において、どの事業者が加盟店契約の締結・管理の権限（機能②）を有するのかを、消費者側が取引単位で特定できる仕組み（表示・照会応

答) を、行為規範に明記することが望ましい。

2 理由

(1) 権限の所在を消費者側から特定することの困難

- ア クレジットカード決済においても、アクワイアラーと複数の決済代行業者が連鎖する場合、割賦販売法上の登録義務・加盟店調査措置義務を負う事業者（行政解釈上、加盟店契約の締結について実質的な最終決定権限を有する事業者とされる）がどこかは、事業者間の権限分配（内部関係）に依存しており、消費者の側から直ちに特定することは難しい場合が多い。
- イ しかも、この権限の所在は登録・監督の名宛人を画する基準であって、私法上の責任主体を当然に画するものではないから、消費者側から見た特定の困難は一層大きい。
- ウ その結果、消費者側からは、行政監督の名宛人も、私法上の義務を追及すべき相手方も特定しにくい状態が生じており、これが責任所在不明確リスク（第4の4）の中核をなしていると思われる。
- エ この構造は、収納代行・後払い決済等、他の類型でも同様に生じ得る。

(2) 表示・照会応答の行為規範化の提案

- ア 本取りまとめ案は、消費者がどこに申し出ればよいかの分かりやすい表示（第6の1（2））、権限を有する事業者を特定して案内する対応（第6の3（2））、機能③の届出制による名称・連絡先の明確化（第8の1）という記載が既になされている。
 - イ これらを一步進め、次の各措置を行為規範として明記することが望ましいと思われる。
- (7) 決済画面・利用明細・ウェブサイト等において、当該取引の加盟店管理責任を負う事業者（機能②該当事業者）を特定できる表示を求めること

- (イ) 消費者またはその代理人からの照会に対し、自社の担う機能と加盟店管理の責任主体を回答すること（照会応答）
 - (ウ) 権限を有しない事業者は、権限を有する事業者を特定して案内し、消費者を転々とさせないこと（この点は、「避けるべき対応の例」にとどめず、苦情の適切処理義務の内容として位置付けることが考えられる）
- ウ これらは、新たな実体義務を創設するというよりも、本取りまとめ案「第6の1（2）」・「第6の3（2）」および「第8の1」が既に示している「誰が責任主体か」を取引単位で可視化する措置であり、行政監督の実効性と民事救済の入口の双方を支える基盤になると思われる。

第6 民事上の効果等（第8の2（1）～（4））

1 「（1）支払関連事業者から加盟店への支払の留保」について

本取りまとめ案の「第8の2（1）」のうち、支払関連事業者から加盟店への支払の留保について、「留保の権限及び要件については法令上の根拠を設ける必要があるのではないか」との方向が示されている点に賛成する（当職の従前の意見を確認するものである）。

本取りまとめ案も指摘するとおり、加盟店への支払の留保は事業者間の資金決済に対する介入を伴い、明文の規定によらなければ支払の拒絶は認められないと解されている。そのため、留保の権限・要件が法定されることは、悪質加盟店への資金流入の遮断（被害拡大の防止）と、留保を実施する事業者の予見可能性の確保の双方に資すると考えられる。

あわせて、本文が示すとおり、取消事由等に関する情報（行政処分情報、消費生活センター情報、適格消費者団体の情報、裁判例、加盟店調査の集約結果等）が信頼性の高い形で集約され、支払関連事業者が参照できる仕組み（参照リスト）の構築は、留保権限の適正な行使を支える基盤であり、法令上の根拠の整備と一体で進められることが望ましい。

文言としては、後記第6の5のとおり「設ける必要がある」と確定させることが望ましい。

2 「(2) 加盟店調査義務違反の私法上の効果」について

対応の方向性は、義務の明確化が「注意義務の内容を具体化するものである。このため、その違反の内容や程度に応じて、民法上の不法行為責任の有無が判断されることとなり、被害者の救済につながることを期待されるのではないか」としている。

この点は、賛同するが、補足的に意見を述べる。

私法上の効果を求める原告側（消費者側）に立証責任があるのが訴訟の原則となるが、その立証は、販売業者と事業者間の内部関係や、事業者の認識という、消費者側からはおよそ把握し難い事情に依存することが多く、現実の救済に困難が伴うことが多い。

したがって、本取りまとめ案は随時調査における調査記録の作成・保存・消費者の求めに応じた開示まで既に取り込んでおり（「第6の2（2）」）、これは民事訴訟における立証基盤として機能し得るものであるから、私法上の効果と接続することではじめて実効性が得られるものであることに留意する必要がある。

3 「(3) 個別信用購入あっせんと特定商取引法における消費者保護の考え方」について

個別信用購入あっせんにおける消費者保護（販売方法調査義務・不適正与信の禁止・取消権）が特定商取引法上の5類型に限定されてきたことについて、誤認型の被害の増加を踏まえ、一定の通信販売取引への拡張を検討するとの方向性に賛成する（当職の従前の意見を確認するものである）。

また、原因契約が取り消され、無効となり、又は適法に解除された場合に、これに対応する与信契約について支払拒絶・既払金返還を認める明文の連動規定を

置くとの方向性にも賛成する。

被害の実態は、対面型・不意打ち型の勧誘から、SNS 広告・偽サイト・詐欺的な定期購入等を通じた誤認型へと変化している。

本文が、媒介者の法理（消費者契約法 5 条）の解釈による処理に委ねるのではなく、明文の連動規定によることを示した点は、被害救済の実効性の観点から特に重要と考えられる。

連動規定は、原因契約の取消し・無効・解除等、消費者が原因取引に即して主張・立証し得る事由に救済を接続するものであり、前記第 6 の 2 で述べた、加盟店調査義務違反に基づく不法行為責任を追及する場合の立証困難を補完するものと考えられる。

また、特定商取引法 15 条の 4 による特定申込みの意思表示の取消しや、同法 15 条の 3 による商品又は特定権利の売買契約の申込みの撤回・解除（いわゆる法定返品権）により消費者が契約関係から離脱した場合について、原因取引と与信契約との連動（請求停止・既払金返還等）を図るとの方向性にも賛成する。

文言としては、後記第 6 の 5 のとおり、直ちに断定調とすることが難しい場合であっても、「置く方向で検討すべきである」等の表現により方向性を確定させることが望ましい。

4 「（４）抗弁の接続について」——「対応の方向性」の受け皿

「（４）抗弁の接続について」については、「対応の方向性」の記載がないものの、本取りまとめ案自身が、最高裁平成 2 年 2 月 20 日判決を引いて整理を相当程度進めている。

同判決は、昭和 59 年改正前の個品割賦購入あっせんについて、購入者は、特別の合意がある場合または信義則上抗弁の対抗を認めるべき特段の事情がある場合を除き、売買契約上の事由をもってあっせん業者の請求を当然には拒むことができないとしたものであり（同改正により新設された抗弁対抗規定は創設的規定

と位置付けられる)、この判例法理を前提とすれば、明文の適用範囲の外で抗弁の対抗が認められるのは上記の特別の合意・特段の事情がある場合に限られることになる。

適用範囲を明確かつ一般的に拡張するためには、解釈論のみならず立法的な検討が必要になると考えられ、例えば次の趣旨の記載を置くことが考えられる。

「割賦販売法上の抗弁の接続の趣旨（原因取引と支払取引との密接な関連性を踏まえ、与信を通じて利益を得る事業者加盟店に係るリスクを分担させること）は、消費者トラブルの発生から加盟店への実際の支払までに一定の期間があり、支払関連事業者による事実確認と被害拡大防止の可能性がある類型に妥当し得る。したがって、その適用範囲の拡張について、法形式ではなく、原因取引と支払取引との関連性等の機能に着目した立法的検討を進めることが必要ではないか。」

これは、既に本文（第8の2（4）第2段落）に示されている考え方を「対応の方向性」の欄に位置付け直すよう求めるものであり、その位置付け自体は取りまとめの完成のために必要と思われる。他方、具体的な対象・要件・効果の設計は今後の検討に委ねることはありうるとと思われる。

5 論点の確定（合意形成が望まれる箇所）

本取りまとめ案には、結論を「～必要ではないか」等の問いかけ調で留保する箇所が残る。取りまとめの性格上、審議を通じて合意が形成された論点については断定調へ確定させることが望ましく、少なくとも次の各箇所を断定調に確定させることに賛成したい。

- (1) 「第8の2（1）」末尾「留保の権限及び要件については法令上の根拠を設ける必要があるのではないか」
→「設ける必要がある」
- (2) 「第8の1」の「登録制による行政的監督が必要ではないか」

→「必要である」

- (3) 「第6の5(2)①」の「財・サービスの対価の不払を直ちに生活基盤サービス停止の理由とすることを禁止することが必要ではないか」

→「必要である」

- (4) 「第6の3(2)②」の苦情の適切処理義務に係る「必要ではないか」

→「必要である」

- (5) 「第8の2(3)」の連動規定(「明文の連動規定を置くことが考えられるのではないか」)については、直ちに断定調とすることが難しい場合には、「置く方向で検討すべきである」等の表現によることも考えられる。

第7 小規模事業者の適用除外(第8の1ただし書)——「簡素化による調整」への修正

- (1) 第8の1ただし書は「事業規模又は取扱金額が一定水準以下の事業者に対し適用除外とすること...が考えられるのではないか」とする。
- (2) この点について、適用除外という構成によることは適当でないように思われる。
- (3) 悪質な販売事業者は規制の緩い決済経路を選んで侵入するのであり、閾値を設ければ、その直下に悪質事業者が集中する潜脱の誘因が生じ、本取りまとめ案が解消しようとしている「規制の隙間」を残すおそれがある。
- (4) そして、本取りまとめ案は既にこの問題と同様の課題について、過剰与信の局面では「少額であることを理由として指定信用情報機関への照会及び登録に係る義務を適用除外とすることは適当ではなく、調整は調査の方法の簡素化等によることが適当」(第6の4(2)①)と整理されているのであり、同じ論理は登録・届出および加盟店調査措置義務にも妥当すると考えられる。
- (5) ただし書は、「適用除外」ではなく、「義務の履行方法の簡素化(標準様式の整備、共同利用型の調査・苦情処理基盤の利用、リスクに応じた調査頻度

の設定等)により、事業規模に応じた調整を行うことが適当」との趣旨に改めることが望ましい。

第8 機能類型の当てはめの明確化(第7)

1 意見の要旨

機能類型の当てはめをめぐっては、その分類をどのようにするのか、ということが問題となりうる。

この点は、(1)「機能①」の例示の書き分け、(2)機能該当性の判定基準(名称・業態ではなく関与の実態による判定)の明示、(3)典型的な決済経路への当てはめ例の追加により、本文上明確化することが望ましい。

2 理由

(1) 疑問の一因は機能①の例示にあると思われること

第7の「機能①」(消費者に支払手段を提供する機能)の例示には、「銀行口座からの引落としや送金の仕組みを提供する」ことが含まれている。

この例示を文字どおり読むと、クレジットカード代金等の口座引落としを行うにとどまる銀行も「機能①」(一次対応の窓口となる事業者)に該当するようにも読め、上記の疑問の一因となっているように思われる。

もっとも、口座振替・送金の仕組みがそれ自体消費者向けの支払手段として提供される場合には「機能①」に当たり得る一方、クレジットカード等の他の支払手段に係る代金決済のために資金移動を実行するにとどまる場合には、支払指図の伝達・資金の移動という「機能③」の関与にとどまると整理することが、本取りまとめ案の機能定義に整合的と考えられる。そこで、「機能①」の例示について、この書き分けを明確にすることが望ましいと思われる。

(2) 判定基準の明示と当てはめ例の追加

機能該当性は、事業者の名称・業態によって機械的に決まるものではなく、消費者との接点、支払手段の提供、加盟店管理の権限、保有する情報、資金・データ連携への関与の実態により判定されるべきものと思われる。

典型的には、カード発行会社が消費者との契約および支払手段の提供を担う取引では、同社が「機能①」として一次対応の窓口となり、口座引落としを行う銀行は「機能③」の関与にとどまる場合が多いと考えられる。

D P Fについても、支払画面・支払手段の提供に実質的に関与する場合には「機能①」に、加盟店の獲得・管理を担う場合には「機能②」に、データ連携等にとどまる場合には「機能③」に該当し得るのであり、単なる取引の場の提供にとどまる場合の位置づけは別途の検討課題となる。

そこで、「第7」に、典型的な決済経路（クレジットカード決済と口座引落としの組合せ、D P F 介在型等）への当てはめ例を追加し、機能該当性は支払手段の提供への関与の実態により判定される旨を一文明記することが望ましい。

(3) 「機能③」の定義の「連携」要件について

あわせて、「機能③」の定義の括弧書きにある「1、2の支払関連事業者と連携し」との文言は、「機能①」・「機能②」の事業者と連携関係を持たない新たな業態が捕捉から漏れるおそれがあるため、「支払の実現に実質的に関与する」等、連携の有無に依存しない表現に改めることが考えられる（新類型を捕捉する受け皿としての機能を確保する趣旨である）。

第9 その他（維持を支持する点・追加が望まれる点）

- (1) 「第9の1」（消費者教育）の「消費者教育は事業者に対する規律の代替とはならない」「教育の充実が...過失相殺の拡大の方向で用いられてはならない」との記載は、断定調のまま維持することを強く支持したい。

- (2) 「第6の2(2)」の随時調査(取消事由等に該当し得る場合は1件でも調査に着手すること、調査記録の作成・保存・消費者の求めに応じた開示、外部委託時も記録義務は義務者に残ること)、および「第6の3(2)」の「避けるべき対応の例」(たらい回しの実質的禁止)は、本取りまとめ案の中核的成果であり、維持を支持したい。

特に、調査記録の「消費者の求めに応じた開示」は、民事訴訟における立証の基盤として機能し得るものであり(前記第6の2)、後退させないことが望ましい。

- (3) 「第6の2(2)」の海外販売事業者に係る国内連絡先・送達受領先の確保に関する記載は、越境的な被害回復の実効性を支える規律であり、断定調のまま維持することを強く支持したい。
- (4) 「第8の1」が言及する任意の登録制・届出制については、義務的な登録制の代替として責任の所在を不明確にする形で用いられないことが重要であり、未登録・未届出の事業者への業務委託に基づく責任分担(免責)を認めないこととの一体的な設計が望まれる。
- (5) 「おわりに」の今後の課題には、国内収納代行に対する規律の在り方(上記第3・1(3)参照)を明示的に加えることが望ましい。

以上